

消費者被害注意情報

201601号

平成28年11月15日
島根県環境生活部環境生活総務課
(消費とくらしの安全室) 立花・飯塚
Tel 0852-22-5103
Fax 0852-32-5918
E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

若者を標的にした特殊詐欺が 多発しています！

パソコンやスマートフォンで、無料のアダルトサイトを閲覧していたら、突然「有料サイトへの会員登録が完了しました。」という画面が表示され、高額な利用料を請求されたという相談が数多く寄せられています。

●島根県消費者センターに寄せられた事例を紹介します

<事例1>

スマートフォンでアダルトサイトを見ていたら突然シャッター音が鳴り、「登録完了しました。3日間以内にサイト利用料98,000円お支払いください。」と表示され、写真を撮られたと思い怖くなって支払ってしまった。

<事例2>

アダルトサイトで無料の動画を見ようとしたとたんに会員登録された。「誤って操作してしまった方はコチラ」という連絡先に電話をして、個人情報伝えてしまった。

<事例3>

SMS(ショートメッセージサービス)に「有料動画サイトの料金が未納です。こちらに連絡しないと法的手続きをとります。」とメールが届いた。身に覚えのない内容・相手だが電話番号を知られてしまったので怖い。

●島根県内の被害件数・被害金額共に増加しています！

島根県内では今年1～9月末で被害件数10件、被害金額3,393万円に上っており、昨年度同期の被害件数2件、被害金額210万円に比べ急増しています。

被害に遭った10件のうち、8人が20代～30代と若者の被害が多いのが特徴です。

●島根県消費者センターからのアドバイス

- ・契約を結んでいないこのような請求に応じる必要はありません。**利用料金を請求されても、支払ったり業者に連絡したりしないでください。**
- ・支払方法は口座への振り込みが主流ですが、最近はコンビニエンスストアなどで購入できる**電子マネーギフト券を使って支払いをさせる手口も増えています。**
- ・トラブルに巻き込まれた場合、一人で悩まずに**家族や消費者センターに相談してください。**

県内のご相談が
急増しているばおよ！
注意してほしいゾウ！



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん